

福岡県公報

平成三十年二月九日
第三千九百六十五号
増刊
①

目次

規則(第二号)

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年二月九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六十二条」を「第六十二条の二」に、「第一百条」を「第九十九条」に、「第一百一条」を「第一百条」に改める。

第二条第二項第三号中「国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定を準用する場合における国税局又は税務署の収税官吏の職務」を「の調査及び処分」に改める。
第十三条第二項中「又は第十六号の二様式」を削る。

第二十一条第一項中「国税犯則取締法の規定を準用して」を「法第二十二條の二十八第一項の規定により」に、「第二百五十五條の三第一項」を「第二百五十五條の三」に改める。

第二十六条中「第五十六条第四項、第七十二条の四十四第四項」を「第五十六条第五項、第七十二条の四十四第五項」に、「第七十二条の四十五第三項」を「第七十二条の

四十五第四項」に改める。

第三十条第一項第二号中「及び第三十五項」を「及び第三十二項」に改め、同項第四号中「第二十条の三十五の五第三項及び第二十条の三十五の六第二項」を「第二十条の三十五の三第三項及び第二十条の三十五の六第三項」に、「第二十条の三十五の三第四項(第二十条の三十五の四第二項)」を「若しくは第二十条の三十五の四第四項(第二十条の三十五の五第二項)」に改め、「若しくは第二十条の三十六第一項」を削る。
第三十一条中第二百二十三号を第二百二十四号とし、第二百二十二号の次に次の一号を加える。

第二百二十三 交付要求通知書(滞調関係) 第六十一号の百二様式

第三十九条第一項中「第七十二条の二十五第十五項」を「第七十二条の二十五第十四項」に改め、同条第二項中「第二十四条の四第二項」を「第二十四条の四第四項」に、「第二十四条の四第五項」を「第二十四条の四第七項」に、「第二十四条の四第四項」を「第二十四条の四第六項」に改める。

第四十二条中「第二十条の二十三第七項又は第八項」を「第二十条の二十三第八項又は第九項」に改める。

第四十二条の二中「第二十条の二十三第六項」を「第二十条の二十三第七項」に改め、「第七十六号の二様式」の下に、「第七十六号の三様式又は第七十六号の四様式」を加える。

第五十一条第二項中「特別地方消費税及び」を削る。
第一百条を削り、第五章中第一百一条を第一百条とする。

付則第四項及び第五項を削る。
様式目次中

十六	ゴルフ場利用税、特別地方消費税、軽油引取税納入(納付)書	十三条
十六の二	特別地方消費税納入(納付)書	十三条
十六	ゴルフ場利用税、軽油引取税納入(納付)書	十三条
三十二	納税告知書(罰金、科料、過料関係)	二十一条

三十二	納額告知書（罰金、料料、過料関係）	二十一	に、
三十六	県徴収金額収証（その一、その二）	二十三 の二 二十五	を
三十六	県徴収金額収証書（その一、その二）	二十三 の二 二十五	に、
六十一 百一	（削除）		を
六十一 百一	交付要求通知書（滞調関係）	三十一	に、
七十六 の二	区分所有に係る建物の専有部分に天井の高さ等の差異に應ずる補正申出書	二十 の二 四十二	を
七十六 の二	区分所有に係る建物の専有部分に天井の高さ等の差異に應ずる補正申出書	二十 の二 四十二	
七十六 の三	居住用超高層建築物に係る専有部分の天井の高さ等の差異に應ずる補正申出書	二十 の二 四十二	に改める。
七十六 の四	居住用超高層建築物に係る専有部分の補正申出書	二十 の二 四十二	

第一号様式（裏）の1(2)中「行なう」を「行う」に改め、同様式（裏）の1(3)中「国税犯則取締法の規定を準用する場合において国税局及び税務署の収税官吏の職務を行なう」を「調査及び処分を行う」に改める。

第十六号の二様式を削る。

第三十号様式中「地方税法第 条及び国税犯則取締法第14条第1項」を「地方税法第22条の28第1項」に改める。

第三十一号様式中「第255条の3第1項」を「第255条の3」に改める。

第三十六号の四様式を次のように改める。

第36号の4様式 (第25条の2関係)

<p>領収済通知書 (債権取立等用)</p> <p>福岡県 県税事務所出納員</p> <p>第三債務者等 (住所・氏名) 様</p> <p>滞納者 (住所・氏名) 様</p> <p>履行金額 千 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>差押債権の内容、履行期限等</p>	<p>納付(入)書 (債権取立等用)</p> <p>福岡県 県税事務所出納員</p> <p>第三債務者等 (住所・氏名) 様</p> <p>滞納者 (住所・氏名) 様</p> <p>履行金額 千 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>差押債権の内容、履行期限等</p>	<p>領収証書 (債権取立等用)</p> <p>福岡県 県税事務所出納員</p> <p>第三債務者等 (住所・氏名) 様</p> <p>滞納者 (住所・氏名) 様</p> <p>履行金額 千 百 十 万 千 百 十 円</p> <p>差押債権の内容、履行期限等</p>
<p>取引店 福岡銀行支店</p> <p>上記のとおり領収しましたので通知します。</p> <p>領収日付印</p> <p>歳入歳出外現金 「保証金その他」</p>	<p>取引店 福岡銀行支店</p> <p>上記のとおり納付(入)します。</p> <p>領収日付印</p> <p>歳入歳出外現金 「保証金その他」</p>	<p>納付場所 (裏面参照) 福岡県指定金融機関 福岡県指定代理金融機関 福岡県収納代理金融機関 福岡県 県税事務所</p> <p>上記のとおり領収しました。</p> <p>領収日付印</p> <p>歳入歳出外現金 「保証金その他」</p>

備考 知事が地方税法第48条に基づき引継を受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所出納員」を「福岡県総務部税務課出納員」に、「県税事務所送付用」を「総務部税務課送付用」に改めること。

第四十八号様式その三を次のように改める。

第48号様式その3 (第31条関係) (不動産等用)

差 押 調 書 (謄 本) 第 号

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

福岡県徴税吏員

下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

Table with 2 columns: 滞納者 (Delinquent), 住(居)所 (Residence). Sub-headers: 氏名 (Name).

Table with 10 columns: 年度 (Year), 税目 (Tax Item), 課税番号 (Tax No.), 年月分 (Month/Year), 納期限 (Due Date), 税額 (Tax Amount), ※延滞金額 (Late Payment Amount), 加算金額 (Surcharge Amount), 摘要 (Remarks). Includes summary rows for total delinquent amount and amount to be collected.

差押財産 (Seized Property)

Table with 4 columns: 連絡先 (Contact), 所属 (Affiliation), 氏名 (Name), 電話 (Phone Number).

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考
- 1 この調書は、第54号様式の「差押書」の作成を要する財産を差し押えた場合に作成すること。
 - 2 自動車の検査証等を財産の差押えと同時に取り上げた場合には、その取り上げた書類の名称その他必要な事項を「差押財産」欄に付記すること。
 - 3 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
 - 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第四十八号様式その四を次のように改める。

第48号様式その4 (第31条関係) (第三債務者等のある無体財産権等用)

差 押 調 書 (謄本) 第 号

年 月 日

福岡県 県税事務所
福岡県徴税吏員

印

下記の滞納金額が、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

Table with 2 columns: 滞納者 (滞納者), 住(居)所 (氏名)

Main table with columns: 年度, 税目, 課税番号, 年月分 (調定事由, 連番), 納期限 (督促年月日), 税額, ※延滞金額, 加算金額, 摘要. Includes summary rows for ※滞納処分費 and 本書作成の日までに徴収すべき金額.

差押財産

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。
備考 1 この調書は、第三債務者等がある無体財産権等(電話加入権を除く。)を国税徴収法第73条第1項の規定の例により差し押える場合に作成すること。
2 国税徴収法第73条第4項の規定の例により差押財産の権利に関する証書を取り上げるときは、第53号様式の「取上調書」を作成するものであるが、この調書に所要事項を付記することにより、「取上調書」の作成に代えることができるものであること。
3 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第四十九号様式を次のように改める。

第49号様式（第31条関係）

担保権設定等財産の差押通知書										第	号					
様 福岡県 県税事務所長										年	月	日				
										〔権利者等〕 住（居）所						
下記の滞納金額を徴収するため、下記財産を差し押えましたので、国税徴収法第55条の規定の例により通知します。																
滞納者	住（居）所															
	氏 名															
滞納金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要						
				調定事由	連番						円	法律による金額	円			
								法律による金額								
								法律による金額								
								法律による金額								
								法律による金額								
								法律による金額								
※滞納処分費（法律による金額）						円										
本書作成の日までに徴収すべき金額						百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
差押財産																
差 押 年 月 日				年 月 日												

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 この通知書は、国税徴収法第55条の規定の例により、同条各号に掲げる権利者のうち知っている者に対して、差押えの通知をする場合に使用すること。

ただし、次に掲げる者に対しては国税徴収法施行令第22条第1項ただし書及び同条第2項の規定の例により、この通知書を発付しなくてもよいことに留意すること。

(1) 国税徴収法第24条第5項第1号に掲げる動産又は有価証券でこの通知書を受けるべき者が占有するものを差し押えたときにおいて差押調書謄本の交付を受けた者

(2) 国税徴収法第146条第3項の規定の例により差押調書謄本の交付を受けた者

2 「差押財産」欄には、差押財産が仮差押え又は仮処分がされている財産であるときには、差押財産の名称、数量、性質、所在のほか、仮差押え又は仮処分に係る事件番号を記載すること。

3 「差押年月日」欄には、当該差押えに係る差押調書の日付を記載すること。

4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第五十二号様式の付表を次のように改める。

第52号様式の付表 (第31条関係)

(表)
債権 (給与) 差押通知書付表

給与の差押禁止額については、国税徴収法 (昭和34年法律第147号) 第76条に下記のとおり規定されていますので、差押金額 (当事務所に支払う金額) は、お手数ですが、次の算式により計算してください。

算式	滞納者											
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
① 給与等の総額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(ア) 源泉徴収所得税額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(イ) 特別徴収される 市町村民税額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(ウ) 社会保険料	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(エ) $(100,000円 + 45,000円 \times 親族の数)$	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計 (ア) + (イ) + (ウ) + (エ)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
③ $(① - ②) \times \frac{20}{100}$	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
差押金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- 注 1 ②欄の (ア) の「源泉徴収所得税額」とは、所得税法第183条 (給与所得に係る源泉徴収義務) 、第190条 (年末調整) 、第192条 (年末調整に係る不足額の徴収) 又は第212条 (非居住者等の所得に係る源泉徴収義務) の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額をいいます。
- 2 ②欄の (イ) の「特別徴収される市町村民税額」とは、地方税法第41条第1項 (個人の道府県民税の賦課徴収) 及び第321条の3 (個人の市町村民税の特別徴収) の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によって徴収される県民税及び市町村民税に相当する金額をいいます。
- 3 ②欄の (ウ) の「社会保険料」とは、健康保険法第167条第1項 (報酬からの保険料の控除) その他の法律又は条例の規定によりその給料等から控除される社会保険料 (所得税法第74条第2項 (社会保険料の控除) に掲げるものをいう。) に相当する金額をいいます。
- 4 ②欄の (エ) の100,000円及び45,000円の金額は、給与等の支給の基礎となった期間が1月である場合の金額ですから、支給の基礎となった期間が1月を超える場合は、その金額に月数を乗じて得た金額となります。例えば、給与等が2か月分であるときは、 $(100,000円 + 45,000円 \times 親族の数) \times 2$ となります。なお、賞与及びその性質を有する給与と給料等とが同一月に支給されるときは、これらの合計額をその月の給与等とみなすことになっていきますので、賞与等と給料等について各別に上記による計算金額を控除することはできません。
- 5 ②欄の (エ) の「親族の数」とは、滞納者と生計を一にする親族 (配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族) の数をいい、滞納者は含まれません。
- 6 ③欄の $[(① - ②) \times \frac{20}{100}]$ の金額が (エ) の金額の2倍に相当する金額を超えるときは、その金額を③欄に記載します。

(裏)

国税徴収法第76条（給与の差押禁止）

- 1 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらに係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができず、この場合において、滞納者が同一の期間につき2以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。
 - 一 所得税法第183条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第190条（年末調整）、第192条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第212条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給与等につき徴収される所得税に相当する金額
 - 二 地方税法第321条の3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給与等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額
 - 三 健康保険法（大正11年法律第70号）第167条第1項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給与等から控除される社会保険料（所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額
 - 四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額
 - 五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の2倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）
- 2 給料等に基づき支払を受けた金銭は、前項第4号及び第5号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となった期間の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。
- 3 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第1項の規定を適用する。この場合において、同項第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となった期間が1月であるものとみなす。
- 4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（以下「退職手当等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。
 - 一 所得税法第199条（退職所得に係る源泉徴収義務）又は第212条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額
 - 二 第1項第2号及び第3号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額
 - 三 第1項第4号に掲げる金額で同号に規定する期間を1月として算定したものの3倍に相当する金額
 - 四 退職手当等の支給の基礎となった期間が5年をこえる場合には、そのこえる年数1年につき前号に掲げる金額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額
 - 五 第1項、第2項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

国税徴収法施行令第34条（給料等の差押禁止の基礎となる金額）

法第76条第1項第4号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらに係る債権を有する給与に係る債権の支給の基礎となつた期間1月ごとに100,000円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他親族があるときは、これらの者1人につき45,000円を加算した金額）とする。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県」を「福岡県」に改めること。

第五十四号様式を次のように改める。

第54号様式（第31条関係）

差 押 書										第	号					
										年	月	日				
様																
福岡県 県税事務所長										印						
福岡県徴税吏員																
<p>下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えます。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>																
滞納者	住（居）所															
	氏 名															
滞納金額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納 期 限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘要					
				調定事由	連番	督促年月日										
								円	法律による金額	円						
									法律による金額							
									法律による金額							
									法律による金額							
※滞納処分費（法律による金額）										円						
本書作成の日までに徴収すべき金額						百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
差 押 財 産																
	連絡先		所 属		氏 名			電 話								

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考
- 1 この差押書は、国税徴収法第68条第1項に規定する不動産、同法第70条第1項に規定する船舶及び航空機、同法第71条第1項に規定する自動車、建設機械及び小型船舶並びに同法第72条第1項に規定する第三債務者等がない無体財産権等を差し押えるときに使用すること。
 - 2 この差押書は、第48号様式その3の「差押調書」とあわせて作成すること。
 - 3 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
 - 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十七号様式を次のように改める。

第57号様式（第31条関係）（第三債務者等のある無体財産権等用）

差 押 通 知 書						第	号							
(第三債務者等) 福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員						年	月							
						日		印						
下記の滞納金額を徴収するため、下記財産を差し押えます。 教示 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。														
滞納者	住(居)所													
	氏名													
滞 納 金 額	年度	税目	課税番号	年月分	納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要					
				調定事由	連番	円	法律による金額	円						
							円	法律による金額						
							円	法律による金額						
							円	法律による金額						
							円	法律による金額						
※滞納処分費（法律による金額）						円								
本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
差 押 財 産														

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、国税徴収法第73条第1項に規定する第三債務者等がある無体財産権等（電話加入権を除く。）を差し押えるときに使用すること。
 2 この通知書は、第48号様式その4の「差押調書」と併せて作成すること。
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の三様式を次のように改める。

第61号の3様式（第31条関係）（執行機関用）

下記事項を記入のうえ、この副本を御返送ください。

受領年月日 年 月 日

順位 受領印

交付要求書（副本） 第 号

(執行機関名) 年 月 日
(職氏名) 様

福岡県 県税事務所長 印

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定の例により交付要求をします。

滞納者	住(居)所	
	氏名	

年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	延滞金額	加算金額	摘要							
			調定事由	連番	法定納期限等												
滞納金額							円	法律による金額 (円)	円								
								法律による金額 (円)									
								法律による金額 (円)									
								法律による金額 (円)									
								法律による金額 (円)									
滞納処分費（法律による金額）									円								
本書作成の日までに徴収すべき金額							百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

交付要求又は財産に事係る名										
	執行機関名					差押年月日	年 月 日			

			連絡先		
所 属	氏 名	電 話			

- 注 延滞金については、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。
 なお、「延滞金額」欄の金額は、本書作成の日までの概算額です。
- 備考 1 国税徴収法第82条第1項の規定の例による文書に使用すること。
 2 執行機関等に対する交付要求書は、正副2通を送付し、副本に所要事項を記載のうえ返送させること。
 なお、返信用封筒にあて名を記載し、返信用切手をちょう付して同封するよう取り扱うこと。
 3 この交付要求書は、第二次納税義務者、保証人、譲渡担保及び保全差押の場合にも使用するものであること。
 ただし、担保権付財産が譲渡された場合の徴収については、第6号の4様式の「交付要求書」を使用するものであることに留意すること。
 4 この交付要求書は、滞納処分の差押え又はその強制換価手続の事件番号の異なるごとに別紙とすること。
 5 複写とし、控えには何い欄を設けること。
 6 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の四様式を次のように改める。

第61号の4様式その1 (第31条関係) (滞納者用)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">交 付 要 求 通 知 書</p>															
							第	号							
							年	月	日						
<p style="font-size: 1.1em; margin: 0;">様</p> <p style="margin: 0;">福岡県 県税事務局長 印</p>															
<p>あなたの財産について、下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定の例により交付要求をしましたので、同条第2項の規定の例により通知します。</p>															
<p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>															
滞納者	住（居）所														
	氏 名														
滞納金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘要				
				調定事由	連番	法定納期限等		円	法律による金額	円					
									円	法律による金額					
										法律による金額					
										法律による金額					
										法律による金額					
										法律による金額					
※滞納処分費（法律による金額）								円							
本書作成の日までに徴収すべき金額				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
交財産 要求又は 事件に係る名								執行機関名				差押年月日			
								連絡先							
								所 属	氏 名	電 話					

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、第61号の3様式の「交付要求書」と併せて作成すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務
所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号の4様式その2（第31条関係）（権利者等用）

交付要求通知書										第	号							
(権利者等)										年	月	日						
様																		
福岡県 県税事務所長										印								
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、交付要求をしましたので、国税徴収法第82条第3項の規定の例により通知します。																		
滞 納 者	住（居）所																	
	氏 名																	
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘要							
				調定事由	連番	法定納期限等						円	法律による金額 円	円				
										法律による金額								
										法律による金額								
										法律による金額								
										法律による金額								
										法律による金額								
※滞納処分費（法律による金額）								円										
本書作成の日までに徴収すべき金額								百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
交 財 産 要 求 又 は に 事 係 る 名																		
	執 行 機 関 名						差 押 年 月 日		年 月 日									
交付要求年月日			年 月 日															

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、交付要求をした場合において、国税徴収法第55条に規定する権利者等がある場合に、それらの権利者等に通知するときに使用すること。
- 2 この通知書は、第61号の3様式の「交付要求書」と同時に作成し、交付要求書（伺）の「権利者等の氏名及び権利の種類」の欄に記載して、伺の欄により発行伺に代えるものであること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の十様式その一を次のように改める。

第61号の10様式その1 (第31条関係) (滞納者用)

参 加 差 押 通 知 書							第	号							
(滞納者) 様							年	日							
							月	日							
福岡県 県税事務所長							印								
<p>下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされているあなたの下記財産について、国税徴収法第86条第1項の規定の例により参加差押えをいたしましたので、同条第2項の規定の例により通知します。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>															
滞納者	住(居)所														
	氏名														
滞納金額	年度	税目	課税番号 督促年月日	年月分 調定事由 連番	納期限 法定納期限等	税額	※延滞金額	加算金額	摘要						
						円	法律による金額 円	円							
							法律による金額								
							法律による金額								
							法律による金額								
							法律による金額								
							法律による金額								
※滞納処分費 (法律による金額)					円										
本書作成の日までに徴収すべき金額					百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
参加差押財産															
	執行機関名				差押年月日				年 月 日						

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 1 繰上徴収し滞納者の財産について参加差押えをする場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産について参加差押えをする場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産について参加差押えをする場合、同法第16条の4第9項の規定により参加差押えをする場合又は滞納処分費のみについて参加差押えをする場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第六十一号の九十七様式を次のように改める。

第61号の97様式（第31条関係）

滞納現在額申立書					第	号					
					年	月	日				
所在地		地方裁判所		部 御中		所在地					
					福岡県 県税事務所長		印				
<p>滞納県税等は、下記のとおりです。</p> <p>滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第29条第2項の規定により、この書面を交付します。</p>											
滞納者	住（居）所										
	氏名又は名称										
滞納 県 税 等	年度	税目	課税 番号	年月分		納期限	税額	延滞金額	加算金額	合 計	
				調定 事由	連番	法定納 期限等					円
	滞納処分費										円
	合 計										円
参考事項											
連絡先	所 属	課 係		氏 名				電 話	番 番		

- 備考
- 1 この申立書は、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第29条第2項の規定により作成すること。
 - 2 「参考事項」の欄には、強制執行等の事件番号及び事件名その他必要な事項を記載すること。
 - 3 2部複写とし、第1紙は控えとして伺い欄を設け、第2紙は通知用とすること。
 - 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の百一様式を次のように改める。

第61号の101様式（第31条関係）

交付要求書										第	号	
所在地										年	月	日
地方裁判所										部		
殿										所在地		
福岡県										県税事務所長		印
下記の差押えに係る滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関するの規定により、交付要求をします。												
滞納者	住（居）所											
	氏名											
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	延滞金額	加算金額	摘要	
				調定事由	連番	法定納期限等						
								円	法律による金額	円		
									(円)			
									法律による金額			
								(円)				
								法律による金額				
								(円)				
								法律による金額				
								(円)				
事件番号及び事件名												
差押えに係る交財産	名称・数量・性質・所在											
差押年月日			年 月 日									
連絡先	所属					氏名				電話		

注 延滞金については、地方税法所定の全延滞金額の交付を求めるものです。
 なお、「延滞金額」欄の金額は、本書作成の日までの概算額です。

- 備考 1 この交付要求書は、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第10条第3項、第11条の2、第17条、第19条、第20条、第20条の8第1項、第20条の10及び第20条の11第1項並びに滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第12条の2及び第12条の3第1項の規定により交付要求をするときに作成すること。
- 2 3部複写とし、第1紙は控えとして伺い欄を設け、第2紙は正本とし、第3紙は副本とすること。
 なお、副本の返送に充てるため、表書をし、切手をはり付けた返信用封筒を同封すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の百二様式を次のように改める。

第61号の102様式（第31条関係）（滞納者用）

交 付 要 求 通 知 書		第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日
様 福岡県 県税事務所長 印		
下記の差押えに係る滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規定により、交付要求をいたしましたので、国税徴収法第82条第2項の規定の例により通知します。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。		

滞納者	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘要	
				調定事由	連番	法定納期限等						円
										法律による金額		
										法律による金額		
										法律による金額		
										法律による金額		
事件番号及び 事 件 名												
差 押 え に 及 び る 交 財 産	名 称 ・ 数 量 ・ 性 質 ・ 所 在											
差 押 年 月 日		年 _____ 月 _____ 日										
連 絡 先	所 属					氏 名				電 話		

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 備考 1 この通知書は、第61号の101様式の「交付要求書」とあわせて作成すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十二号の四様式その一を次のように改める。

第六十二号の四様式その三を次のように改める。

第62号の4様式その3 (第32条の4関係)

納税証明書交付申請書 (競争入札参加資格審査用)

交付番号 年 月 日 号

福岡県 県税事務所長 殿

納税者又は特別徴収義務者の住所(所在地)氏名称

個人番号または法人番号
※個人番号はイマスあけて右詰で記入

TEL () (法人の場合は代表者印)

TEL ()

証明書の使用目的

証明書の申請枚数

枚

上記の目的に使用するため、県税に未納のない証明をしてください。

窓口に来所(郵送の場合は申請)される方の住所・氏名・電話番号を記入してください。

※の欄は記入しないでください。

申請者 住所 氏名

印

TEL ()

※証明手数料	
※確認欄	

注 納税者又は特別徴収義務者の押印がない場合は、委任状又は代理権授与通知書を提出してください。

第六十二号様式を次のように改める。

第63号様式（第33条の2関係）

控除対象寄附金指定申請書

年 月 日 福岡県知事 殿 個人県民税の寄附金控除の対象となる寄附金の指定を受けたいので、申請します。	(ふりがな)			
	寄附金を受領する者の名称			
	法人番号			
	主たる事務所の所在地	電話 () —		
	(ふりがな)			
	代表者氏名	印		
設立年月日	年 月 日	事業年度	月 日 から 月 日	
寄附金控除の適用該当根拠条文 (いずれかの番号を○で囲んでください。)	1 所得税法第78条第2項第2号（指定寄附金） 2 所得税法施行令第217条第1号（独立行政法人） 3 所得税法施行令第217条第1号の2（地方独立行政法人） 4 所得税法施行令第217条第2号（自動車安全運転センター等） 5 所得税法施行令第217条第3号（公益社団法人及び公益財団法人） (旧所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号該当（特例民法法人）含む) 6 所得税法施行令第217条第4号（学校法人等） 7 所得税法施行令第217条第5号（社会福祉法人） 8 所得税法施行令第217条第6号（更正保護法人） 9 租税特別措置法第41条の18の2第2項（認定特定非営利活動法人等）			
福岡県内で現に行っている事業の概要				
寄附金の目的及び使途				
福岡県内の事務所の所在地	名 称			
	所在地			
	担当者			
	電話番号			
	名 称			
	所在地			
	担当者			
	電話番号			
	名 称			
	所在地			
	担当者			
	電話番号			

○ 添付書類については、裏面をご覧ください。

担当者氏名 _____
 電話番号 _____

この申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

1. 1～9の法人は、申請寄附金が、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金を含む。）であることを証する書類（注1）
2. 法人の「登記事項証明書」の写し
3. 1～9の法人は、福岡県内に事務所を有することを証する書類（注2）
4. 定款、寄附行為その他これらに準ずるものの写し
5. その他知事が必要と認める書類

（注1）「申請寄附金が、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金を含む。）であることを証する書類」とは下記の書類を指します。

区分	添付書類
1 所得税法第78条第2項第2号（指定寄附金）	所得税法第78条第2項第2号に掲げる指定寄附金であることを証する書類の写し
2 所得税法施行令第217条第1号（独立行政法人）	
3 所得税法施行令第217条第1号の2（地方独立行政法人）	設立団体の特定公益増進法人であることを証する書類の写し（申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。）
4 所得税法施行令第217条第2号（自動車安全運転センター等）	
5 所得税法施行令第217条第3号（公益社団法人及び公益財団法人） （旧所得税法施行令第217条第1項第2号該当（特例民法法人））	
（旧所得税法施行令第217条第1項第3号該当（特例民法法人））	主務官庁の特定公益増進法人であることを証する書類（申請書を提出する日以前2年以内に発行されたものに限る。）の写しで、当該書類に記載されている認定の日が当該提出する日以前2年（同号ハに掲げる法人にあっては5年）内であるもの。
6 所得税法施行令第217条第4号該当（学校法人等）	所轄庁の特定公益増進法人であることを証する書類の写し（申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。）
7 所得税法施行令第217条第5号（社会福祉法人）	
8 所得税法施行令第217条第6号（更正保護法人）	
9 租税特別措置法第41条の18の2第2項該当（認定特定非営利活動法人等）	国税庁長官又は所轄庁（都道府県又は指定都市）の認定（特例認定含む。）に係る通知の写し（認定の有効期間内のもの。）

（注2）「福岡県内に事務所を有することを証する書類」とは下記の書類を指します。

1. 本県に事務所を有する旨の組織図等
2. 所有権を有する事務所の場合：不動産登記事項証明書の写し（申請書を提出する日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）
賃借による事務所の場合：賃貸借契約書

第七十二号の二様式を次のように改める。

第七十二号の四様式を次のように改める。

第73号の4様式（第39条の4関係）

分割基準の修正に関する届出書提出済証明書

	所在地及び電話番号	(電話)	
	(ふりがな) 法人名		
更正の請求の対象となる事業年度	年 月 日から		年 月 日まで
適用する分割基準	1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数 5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額 4. 軌道の延長キロメートル数		
事務所又は事業所		分割基準	
名称	所在地	修正前	修正後
合計			
分割基準に誤りを生じた事情の詳細			

上記のとおり提出済みであることを証明します。

年 月 日

福岡県

県税事務所長

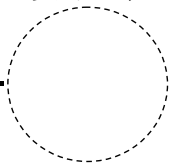
印

第七十三号の六様式記載要領②中「再仮計⑥」を「再仮計⑦」に改める。
第七十六号様式中「第20条の23第7項(第8項)」を「第20条の23第8項(第9項)」に改める。

第七十六号の二様式中「第20条の23第6項」を「第20条の23第7項」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第76号の3様式 (第42条の2関係)

受付印



課 税 番 号	課税年度

_____年____月____日 福岡県 _____県税事務所長殿	住 所										
	フリガナ										
	氏 名 (名称)										
	個人番号又は法人番号 (右詰で記入)										

居住用超高層建築物に係る専有部分の天井の高さ等の差異に応ずる補正申出書

福岡県税条例第20条の23第7項の規定により、補正申出書を提出します。

家の 屋 の	所在地		構 造	
	番 号		床面積	m ²
	種 類		用 途	

区分所有者の氏名及び印	区分所有者の住所	福岡県税条例第20条の23第5項の規定による割合	協議による補正割合

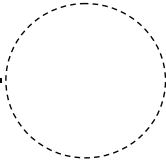
事務処理事項

調査年月日	年 月 日	調 査 員	印

- 注 1 補正割合算出の方法(基礎)を別紙として提出してください。
- 注 2 区分所有者が多数の場合は、別紙として添付してください。

第76号の4様式（第42条の2関係）

受付印



課 税 番 号	課税年度

<p>_____年____月____日</p> <p>福岡県</p> <p>_____県税事務所長殿</p>	住 所															
	フリガナ															
	氏 名 (名 称)															
	電話	—	—													
個人番号又は法人番号 (右詰で記入)																

居住用超高層建築物に係る専有部分の補正申出書

福岡県税条例第20条の23第7項の規定により、補正申出書を提出します。

家 屋 の	所在地		構 造	
	番 号		床面積	
	種 類		用 途	

区分所有者の氏名及び印	区分所有者の住所	福岡県税条例第20条の23第5項第1号の規定による割合	協議による補正割合

事 務 処 理 事 項

調査年月日	年 月 日	調 査 員	印
-------	-------	-------	---

- 注 1 補正割合算出の方法（基礎）を別紙として提出してください。
- 2 区分所有者が多数の場合は、別紙として添付してください。

第百三十号様式の注の1を次のように改める。

注 1 登録消除の日に軽油引取税の特別徴収義務者の登録が消除されます。

したがって、登録消除の日の前日までに引渡しを行った軽油に係る軽油引取税について、その消除日の前日の属する月の翌月末日までに申告納入するとともに、特別徴収義務者の登録が消滅した時に所有している軽油に係る軽油引取税についても翌月末日までに申告納付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項第三号、第二十一条第一項、第四十二条及び第四十二条の二の改正規定、様式目次の改正規定（第七十六号の二様式に係る部分に限る。）、第一号様式、第三十号様式、第七十六号様式及び第七十六号の二様式の改正規定並びに同様式の次に二様式を加える改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

3 改正前の福岡県税条例施行規則第二条第三項の規定により交付された徴税吏員証、県税その他県徴収金滞納者財産差押証及び検税吏員証は、修正せずに使用することができる。